

腎臓病に関する知識の普及啓発を実施する団体への支援事業補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人鳥取県臓器・アイバンクが腎臓病に関する知識の普及啓発を実施する団体への支援事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、県内の腎臓病患者等が腎臓病に対する知識を深め、生活の安定を図ることを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 公益財団法人鳥取県臓器・アイバンクは、前条の目的を達成するため、県内の腎臓病に関する知識の普及啓発に取り組む団体（以下「補助対象団体」という。）が行う別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）について、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第2欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額の範囲内において、公益財団法人鳥取県臓器・アイバンク理事長（以下「理事長」という。）が別に定める額とする。

(交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、当該年度の6月30日までに行わなければならない。

2 本補助金の交付申請書は、様式第1号によるものとし、次の各号に定める書類を添付して行うこととする。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) その他理事長が必要と認める書類

(交付決定及び通知)

第5条 理事長は、第4条第1項の申請書に基づき公益財団法人鳥取県臓器・アイバンク理事会で審査し、本補助金対象となる活動及び交付する額（以下「交付決定額」という。）を決定し、その補助対象団体に対し、交付決定額を様式第4号交付決定通知により通知するものとする。

(補助事業の変更)

第6条 補助対象団体は交付決定に係る補助事業の内容、その他の事項の変更をしようとするときは、あらかじめ理事長の承認を受けなければならない。

2 前項の規定は、補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合について準用する。

3 変更等の承認を受けようとする補助対象団体は、様式第5号による申請書を理事長に提出しなければならない。

(承認を要しない変更)

第7条 承認を要しない変更は、補助対象経費の2割を超える増減以外の変更（補助金の増額を伴うものを除く）とする。

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告)

第8条 補助対象団体は、次のいずれかに該当するときは、様式第6号による報告書を理事長へ提出しなければならない。

(1) 補助事業がすべて終了したとき。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止したとき。

2 前項の規定による報告は、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日までに行わなければならない。

3 第1項の報告書には、同項各号に掲げる時点における補助事業の状況を記載した次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 事業報告書（様式第2号）

(2) 収支決算書（様式第3号）

(3) その他理事長が必要と認める書類

(額の確定)

第9条 理事長は、前条第1項の規定による報告を受けたときは、提出された書類を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、補助事業が決定内容等に従って遂行されていることを認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助対象団体へ通知するものとする。

(支払いの請求)

第10条 補助対象団体は、補助金の支払いを請求するときは、様式第7号による請求書に次に掲げる書類を添えて理事長に提出しなければならない。

(1) 交付決定通知の写し

(2) 交付額確定通知の写し

(3) 補助金受入額調書（様式第8号）

(4) その他理事長が必要と認める書類

(雑 則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行し、平成25年度の補助事業から適用する。

別表（第3条関係）

1 補助事業	2 補 助 対 象 経 費
腎臓病に関する知識の普及啓発を実施する団体が腎臓病患者等が腎臓病に対する知識を深め、生活の安定を図ることを目的に開催する事業	謝金 旅費 印刷製本費 通信運搬費 賃借料 消耗品費

公益財団法人鳥取県臓器・アイバンク
理事長 魚谷 純 様

申請者 住 所
団 体 名
代表者氏名 印

年度公益財団法人鳥取県臓器・アイバンク
腎臓病に関する知識の普及啓発を実施する団体への支援事業補助金交付申請書

腎臓病に関する知識の普及啓発を実施する団体への支援事業補助金の交付を受けたいので、腎臓病に関する知識の普及啓発を実施する団体への支援事業補助金交付要綱第 4 条の規定により、下記のとおり申請します。

記

補 助 事 業 等 の 名 称	腎臓病に関する知識の普及啓発を実施する団体への支援事業補助金
算定基準額（見込み）	
交 付 申 請 額	
添 付 書 類	1. 事業計画書（様式第 2 号） 2. 収支予算書（様式第 3 号） 3. その他理事長が必要と認める書類

(注)算定基準額が確定している場合は「算定基準額」欄の「（見込み）」を削除すること。

様式第2号（第4条、第8条関係）

年度腎臓病に関する知識の普及啓発を実施する団体への支援事業補助金事業計画書

1 事業の目的

2 事業の内容

3 事業費の内訳 (単位：円)

事業	事業概要	事業費	備考
計			

様式第3号（第4条、第8条関係）

年度腎臓病に関する知識の普及啓発を実施する団体への支援事業補助金事業収支予算書

1 収入の部

(単位：円)

補助事業	科 目	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	差引増減	備 考
計					

2 支出の部

(単位：円)

補助事業	科 目	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	差引増減	備 考
計					

公益財団法人鳥取県臓器・アイバンク
理事長 （ 氏名 ） 様

申請者 住所
団体名
代表者氏名 印

年度腎臓病に関する知識の普及啓発を実施する団体への支援事業補助金
変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日 第 号による交付決定に係る事業について、下記のとおり変更（中止・廃止）したいので、腎臓病に関する知識の普及啓発を実施する団体への支援事業補助金交付要綱第6条第3項の規定により申請します。

記

補 助 事 業 等 の 名 称	
交 付 決 定 額	
変更（中止・廃止）後の額	
差 引	
変更（中止・廃止）の時期	
変更（中止・廃止）の理由	
添 付 書 類	1. 変更（中止・廃止）後の事業計画書 2. 変更（中止・廃止）後の収支予算書 (に準ずる書類)

公益財団法人鳥取県臓器・アイバンク
理事長 (氏名) 様

申請者 住 所
団 体 名
代表者氏名 印

年度腎臓病に関する知識の普及啓発を実施する団体への支援事業補助金実績報告書

年 月 日 第 号による交付決定に係る事業の実績について、腎臓病に関する知識の普及啓発を実施する団体への支援事業補助金交付要綱第8条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

補助金等の名称		
交 付 決 定	算定基準額	交付決定額
実 績		
差 引		
添 付 書 類	1. 事業報告書 (様式第2号) 2. 収支決算書 (様式第3号) 3. その他理事長が必要と認める書類	

年 月 日

公益財団法人鳥取県臓器・アイバンク
理事長（氏名）様

申請者 住 所
団 体 名
代表者氏名 印

年度腎臓病に関する知識の普及啓発を実施する団体への支援事業補助金支払請求書

年 月 日 第 号による交付決定（確定）に係る腎臓病に関する知識の普及啓発を実施する団体への支援事業補助金の支払について、腎臓病に関する知識の普及啓発を実施する団体への支援事業補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり請求します。

記

補 助 金 等 の 名 称	
交 付 決 定（確 定）額	
支 払 請 求 額	
精算払、概算払の別	
添 付 書 類	1. 交付決定通知の写し 2. 交付額確定通知の写し 3. 補助金受入額調書（様式第8号） 4. その他理事長が必要と認める書類

様式第8号(第10条関係)

腎臓病に関する知識の普及啓発を実施する団体への支援事業補助金受入額調書

交付決定（確定）額	
受入済額（受領日）	（ 年 月 日）
今回支払請求額	
差引支払未請求額	